



## ソフトウェア使用权への支出についても、未処分利益課税の減免措置(産業革新条例第23-3条)が適用できる

産業革新条例第23-3条の規定において、営利事業者が利益発生年度の翌年度から3年以内に未処分利益による実質投資を行った場合に、未処分利益課税の計算上、その投資額を未処分利益の減算項目として計上することができ、課税が減免されます。

当該実質投資は、自社の生産または営業に供する建築物の建築又は購入、ソフト・ハードウェア設備または技術の購入を含むとされています。しかし、ソフトウェア使用权への支出についてその範囲に含むか否かが明確でなかったため、国税局への照会があり、国税局がその判断を通達として公表しました。

財政部北区国税局の最新の解釈通達(発行番号: 北区国税審一字第1110005852号)の説明によると、保有しているソフトウェアのアップグレードを行い、利用許諾対象期間中又は範囲内において、所有権を取得しないが使用权を取得することにより、国際会計基準又は企業会計

基準に基づき無形資産として計上した支出は、産業革新条例第23-3条が適用され、所得税法第66-9条により当年度の未処分利益課税を計算する際の未処分利益の減算項目とすることができます。

### 申告済未処分利益課税の修正

営利事業者の2018年及び2019年の未処分利益課税申告の際に、課税された未処分利益があり、その後利益発生年度の翌年度から3年以内に該当する実質投資支出がある場合は、過年度の未処分利益課税の修正申請ができます。

2018年度の未分配利益を例とすると、2019年から2021年の3年間に於いて当該未処分利益による実質投資を行った場合、税還付申請細則第5条に基づき投資完了日から1年以内に、関係証明書類を添付して国税局に還付申請をすることができます。投資日や支払日の例は以下の通りです。

状況	ソフトウェア投資日	ソフトウェア支払日	他の実質投資項目の有無	会社又は有限責任組合が未処分利益による実質投資を行った場合の減算項目への計上及び税還付申請細則第5条に基づく修正期間
一	2019/12/15	2020/5/20	有り。最終1件の設備投資を2021/5/19～2021/12/31に行った。	2022/5/18～2022/12/30
二	2020/3/15	2020/5/20	無	完了日から一年を超過しているため、原則として2018年の未処分利益を修正することは出来ない。 但し、2022年度に他の実質投資項目がある場合、併せて2019年の未処分利益を修正することができる。
三	2020/11/15	2021/3/5	有り。最終1件の設備投資を2021/5/19～2021/12/31に行った。	2022/5/18～2022/12/30

## 財政部北区国税局 通達

受文者: 社団法人中華民国会計士公会全国聯合会

発行日付: 2022年5月6日

発行番号: 北区国税審一字第1110005852号

主旨:

貴会からご照会の、会社が支払ったソフトウェアに係る支出に、産業革新条例第23-3条の規定が適用されるか否かに関して、説明二の通り回答する。

説明:

一、財政部賦税署が2021年1月22日付台税所得字第11000006300号文書を以て転送した貴会の2021年1月19日付全聯会字第1100036号文書及び同年11月10日付全聯会第1100747号文書に基づき取り扱う。

二、「会社又は有限責任組合が未処分利益による実質投資を行った場合の減算項目への計上及び税還付申請細則」第2条第1項第2号の規定により、産業革新条例第23-3条第1項に基づき購入する自社の生産又は営業に供するソフト・ハードウェア設備には、情報通信ソフト・ハードウェア及びこれら設備の価値又は機能を増加させるための増設・保守に係る資本的支出が含まれる。

よって、会社又は有限責任組合がその利益を以て自社の生産又は営業に供するソフトウェアを購入する場合、及び保有しているソフトウェアのアップグレードを行い、利用許諾対象期間中又は範囲内において使用権を取得するが、所有権を取得しない場合も、国際会計基準又は企業会計基準に基づき無形資産として計上した支出は、産業革新条例第23-3条が適用され、所得税法第66-9条により当年度の未処分利益を計算する際の減算項目とすることができる。

# KPMG Taiwan Network

## 台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

## 新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

## 台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

## 台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

## 高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

## Contact us

### パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8758 9980 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門 ( 記帳代行、個人所得税、給与計算等 )

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 ( 会社設立、ビザ取得等 )

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8758 9927 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

## home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾